

○国立大学法人筑波技術大学産業技術学部長，保健科学部長及び
障害者高等教育研究支援センター長選考規程

〔平成17年10月3日〕
規程第40号

改正 平成23年3月30日規程第13号

国立大学法人筑波技術大学産業技術学部長，保健科学部長及び障害者高等教育研究支援センター長選考規程

(趣旨)

第1条 国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則（平成17年規則第1号）第13条第3項及び第14条第2項の規定に基づき，産業技術学部長，保健科学部長及び障害者高等教育研究支援センター長（以下「学部長等」という。）の選考及び任期については，この規程の定めるところによる。

(選考)

第2条 学部長等の選考は，学長が行う。

(選考の時期)

第3条 学長は，次の各号のいずれかに該当する場合に学部長等の選考を行う。

- (1) 学部長等の任期が満了するとき。
- (2) 学部長等が辞任を申し出たとき。
- (3) 学部長等が欠員となったとき。

(学部長等の資格)

第4条 学部長等の資格は，次の各号のとおりとする。

- (1) 産業技術学部長は，産業技術学部の教授であること。
- (2) 保健科学部長は，保健科学部の教授であること。
- (3) 障害者高等教育研究支援センター長（以下「センター長」という。）は，障害者高等教育研究支援センターの教授であること。

(学部長等候補者の推薦)

第5条 学長は，学部長等を選考するに当たり，学部等に，学部長等となるべき候補者（以下「候補者」という。）2人以上の推薦を求めることができる。

2 推薦を求められた学部等は，それぞれにおいて合意された方法により選出された候補者2人以上を学長に推薦する。

(学部長等の任期)

第6条 学部長等の任期は，2年とし，再任を妨げない。

2 学部長等が任期満了前に辞任し，又は欠員となった場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

(この規程の実施及び解釈)

第7条 この規程の実施及び解釈につき疑義があるときは，学長が決定する。

(事務)

第8条 産業技術学部長及びセンター長の選考に係る事務は聴覚障害系支援課，保健科学部長の選考に係る事務は視覚障害系支援課が行う。

附 則

- 1 この規程は，平成17年10月3日から施行し，同年10月1日から適用する。
- 2 この規程の施行後，最初に選考される学部長等は，第5条の規定にかかわらず，学長が選考し，その任期は，第6条の規定にかかわらず，平成17年10月1日から平成18年3月31日までとする。

附 則

この規程は，平成23年3月30日から施行する。